平成25年（2013年）３月29日

各　部　長　等　 様

総　務　部　長

　　　個人情報取扱事務委託基準の改正について（通知）

　個人情報の取扱いを伴う事務又は事業の全部又は一部を委託しようとする場合には、個人情報保護条例第13条により受託者において個人情報が適切に取り扱われるよう必要な措置を講じることとされております。

　この受託者における個人情報の適正な管理の確保については、平成22年３月17日付け総務部長通知による「個人情報取扱事務委託基準の策定について」において、「個人情報の取扱いに関する特記事項」を契約書に添付し、受託者に対して適切な指導をするようにお願いしているところです。

　今回、平成25年４月１日から改正横須賀市個人情報保護条例が施行されることに伴い、「個人情報取扱事務委託基準」について所要の改正を行い、「個人情報の取扱いに関する特記事項」についても見直しを行いました。

ついては、平成25年４月１日以降の契約において個人情報の取扱いを伴う委託契約を行う場合は、改正後の「個人情報取扱事務委託基準」を参照していただき、契約書に添付する特記事項についても見直し後のものを使用してくださいますようお願いします。

事務担当　総務部行政管理課（市政情報コーナー）

　　　　　情報公開係　　内線1569